## Tokyo Center for Economic Research 東京経済研究センター

http://www.tcer.or.jp/

#### NEWSLETTER No. 29 March 2006

発行責任者:樋口 美雄(慶應義塾大学商学部・TCER 代表理事)

## 目次

- 1. 理事会からのお知らせ
  - (1) 代表理事挨拶
  - (2) 2005 年度第2回理事会報告
  - (3) 2006 年度第1回理事会・研究員会のご案内
  - (4) 寄附行為改正について
- 2. TCER 研究会
- 3. コンファレンス報告
  - (1)『アジアの通貨危機』
  - (2) TCER-CIRIE マクロコンファレンス
  - (3) TRIO 2005 コンファレンス
  - (4) TCER プロジェクト (旧逗子コンファレンス)
  - (5) TCER ミクロコンファレンス
  - (6) NERO 参加報告

# 1. 理事会からのお知らせ

## (1) 代表理事挨拶

東京経済研究センター(TCER)は大学の枠を超えた学者のネットワークであり、アメリカのNBER(National Bureau of Economic Research)やヨーロッパの CEPR(Center for Economic Policy Research)が果たしている役割を目指しています。残念ながら、今のところ、その活動レベルはNBERやCEPRには達しておりませんが、一歩一歩これに近づいていこうとしています。

TCERの活動が当初目指したところまで至っていない背景には、「失われた 10 年」や金融危機の発生により資金集めが困難を極めたこと、日本における財団法人の活動に厳しい制約が課せられていることがありました。しかしいま、諸先輩のご尽力により経済同友会と共催のセミナーによる寄付金が集まるようになりました。また活動を会員の科学研究費プロジェクトをはじめとする各種の研究プロジェクトと共催の形を取ることにより、経費の節約に心がけてきました。その結果、財政は大きく改善し、積極的活動のできる基盤が整ったということができます。

こうした状況において、研究活動の拡大を目指し、ホームペイジの充実やワーキングペイパーの 準備に取り組んできました。そしてそれに合わせ、新しいTCERのロゴを作成しました。また TCER-CIRJE コンファレンスや NBER-CEPR-TCER コンファレンス、TCER プロジェクト、東アジア経済 セミナーやアジアの通貨危機プロジェクトを引き続き実施してきました。これまで財政難から中止 してきました分野別の研究支援についても、再開を検討して行きたいと考えております。

今後はこれまで以上に研究員からの積極的提案も取り入れ、TCERの一層の活性化を願いつつ、 次期執行部に引き継ぎたいと思っております。

# (2)2005年度第2回理事会報告

2005年度第2回理事会は、2006年2月28日午後2時半より、慶應義塾大学三田キャンパスにて行われました。議題は以下の通りです。

- 1. 2005年度事業報告(案)について
- 2. 2005年度決算(案)について
- 3. 2006年度事業計画(案)について
- 4. 2006年度予算(案)について
- 5. 理事の交代等について
- 6. 新規研究員について

議題1-5については、検討の結果を踏まえ、新年度の理事会において審議、承認することになります。議題6については提案通り承認されました。

引き続き同日午後3時より、研究員会が開催され、上記の議題についての説明がなされました。

# (3) 2006 年度第1回理事会・研究員会のご案内

2006年4月12日(水)午後6時より、早稲田大学19号館7階713号室にて、2006年度第1回理事会を開催します。それに引き続き、同日午後7時より、同所にて、2006年度第1回研究員会を開催します。 早稲田大学のキャンパス・マップは、以下のウェブ・サイトにてご覧になれます。

http://www.waseda.jp/jp/campus/nishiwaseda.html

すでに別途電子メールでもお知らせしておりますが、ご参加のほど、どうぞよろしくお願いします。

## (4) 寄附行為改正について

前号でお知らせしましたように、経済産業省の『財団法人寄附行為の基本モデル』に準拠して、寄附行為を改正いたしました。2005 年 11 月 2 日付けで経済産業省に認可されましたので、お知らせいたします。

# 新旧条文対照表

新	旧
財団法人東京経済研究センター寄附行為	財団法人東京経済研究センター寄附行為
第1章 総則	第1章 総則
(名称) 第 1 条 本財団は、財団法人東京経済研究センター ( <u>英文名</u> Tokyo Center for Economic Research <u>。略称</u>	(名称) 第 1 条 本財団は、財団法人東京経済研究センター (Tokyo Center for Economic Research)と称する。

「TCER」) と称する。

(事務所)

<u>第2条</u> 本財団は、<u>主たる事務所</u>を東京都千代田区に 置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、経済理論を応用して、日本経済に おける産業構造、貿易構造等に関する計量的調査研 究を行ない、企業経営<u>及び</u>産業経済の運営に関する 合理的方法を開発し、もってわが国経済の発展に資 することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の 事業を行う。
  - (1) 産業及び経済に関する資料の収集及び補正
  - (2) 産業及び経済に関するモデルの設計及び検討
  - (3) 産業<u>及び</u>経済に関するモデルの構造推定<u>及び</u> その結果の応用
  - (4) 経営モデルの設計<u>及び</u>検討ならびにその結果 の応用
  - (5) 前各号の事業成果の公表
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
  - (2) 設立後寄附された財産
  - (3) 資産から生じる収入
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) その他

(資産の種別)

- 第6条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とす る。
- 2. 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 設立に際し基本財産として寄附された財産
  - (2) 設立後基本財産として寄附された財産
  - (3) 設立後理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産
- 3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本財団の資産は、代表理事が管理し、その管

(目的)

第2条 本財団は、経済理論を応用して、日本経済に おける産業構造、貿易構造等に関する計量的調査研 究を行ない、企業経営<u>および</u>産業経済の運営に関す る合理的方法を開発し、もってわが国経済の発展に 資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本財団は、前条の目的を達成するため<u>つぎの</u> 事業を行なう。
  - (1) 資料の蒐集および補正
  - (2) 産業<u>および</u>経済に関するモデルの設計<u>および</u>検 計
  - (3) 産業<u>および</u>経済に関するモデルの構造推定<u>およ</u>びその結果の応用。
  - (4) 経営モデルの設計<u>および</u>検討ならびにその結果 の応用。
  - (5) 前各号の事業成果の公表。
  - (6) 経済研究員の養成。
  - (7) その他前各号に附帯する事業。

(事務所)

第4条 本財団は、事務所を東京都千代田区におく。

## 第2章 役員

(定数)

- 第5条 本財団に、理事10名以内、監事2名以内お よび評議員50名以内をおく。
- 2. 理事は、互選により業務の執行、統轄の任にあた る代表理事を定めるものとする。

(選任)

- 第6条 理事および監事は、研究員会の同意を得て、 理事会がこれを選任する。
- 2. 評議員は研究員会の同意を得て、理事会が委嘱する。

(任期)

- 第7条 理事、監事および評議員の任期は2年とする。
- 2. 理事、監事および評議員は、任期満了後であって も後任者が就任するまでは、なお、その任にあたる ものとする。
- 3. 補欠または増員により新たに選任された理事、監事および評議員の任期は、在任中の理事、監事およ

理の方法は、理事会の議決による。ただし、その使 途又は管理の方法を指定して寄附された財産につ いては、その指定に従わなければならない。

2. 基本財産のうち、現金は、日本郵政公社その他確 実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託 し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しな ければならない。

### (基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本財団の目的達成上特に必要があると認められる場合において、研究員会の同意を得た後、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けた後、その一部を処分し、又は担保に供するときは、この限りでない。

### (経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

### (事業年度)

第10条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第11条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に研究員会の同意を得た後、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2. 前項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、 当該事業年度開始後 3 月以内に経済産業大臣に提 出しなければならない。
- 3. 第1項の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

### (事業報告及び収支決算)

- 第12条 本財団の事業報告書、収支決算書及び財産 目録は、代表理事が毎事業年度終了後遅滞なく作成 し、監事の監査を経た上、理事会の議決を得た後、 研究員会及び評議員会に報告しなければならない。
- 2. 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

#### (収支差額の処分)

第13条 本財団の収支決算に差額が生じたときは、 理事会における全員の議決を得、その全部又は一部

び評議員の残任期間とする。

### (退任)

- 第8条 理事、監事および評議員は、つぎの理由により退任する。
  - (1) 死亡
  - (2) 辞任
  - (3) 解任
- 2. 辞任しようとする理事、監事および評議員は、書 面によりその旨を本財団に届け出なければならない。
- 第9条 本財団の名誉を毀損し、または目的趣旨に反 する行為をした理事、監事および評議員は、理事会 の議決を経た後、研究員会の同意を得て、これを解 任することができる。

### (職務)

- 第10条 理事は、寄附行為の定めるところにより、業務執行の任にあたる。
- 2. 監事は、本財団の資産および会計ならびに業務執 行の状況を監査する。
- 3. 理事および監事は、相互にその職を兼ねることができない。
- 4. 評議員は評議員会を構成し、理事会の諮問に答え、または理事会に対して意見を述べる。

### (報酬)

第11条 理事および監事は、無報酬とする。

### 第3章 研究員、客員研究員および顧問

### (研究員および客員研究員)

- 第12条 本財団に、研究員会で定める数の研究員および客員研究員をおく。
- 2. 研究員および客員研究員は、理事会の同意を得て、学識者のなかよりこれを委嘱する。
- 3. 研究員および客員研究員は、理事会の定めるところにより、本財団の目的とする調査研究にあたる。
- 4. 研究員および客員研究員の任期は、各々4年とする。

## (顧問)

- 第13条 本財団は、顧問を委嘱することができる。
- 2. 顧問の委嘱は、理事会の議決を経なければならない。
- 3. 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることがで きる。

## 第4章 会議

(種類)

<u>を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越す</u> ものとする。

### (借入金)

第14条 本財団は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、研究員会の同意を得た後、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

## 第4章 役員及び評議員

### (種類及び定数)

- 第15条 本財団に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5 人以上 10 人以内
  - (2) 監事 2 人
- 2. 理事のうち、1 人を代表理事、1 人を代表理事代 理とする。

### (選任)

- 第16条 理事及び監事は、研究員会の同意を得て、 評議員会において選任する。
- 2. 代表理事、代表理事代理は、理事会において理事 の互選により定める。
- 3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

# (職務)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決 定する。
- 2. 代表理事は、本財団を代表し、業務を統轄する。
- 3. 代表理事代理は、代表理事を補佐して、業務を掌理し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4. 監事は、民法第59条の職務を行う。

### (任期)

- <u>第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任</u> を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前 項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者 の残任期間とする。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任 者が就任するまでは、その職務を行わなければなら ない。

#### (解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するとき は、研究員会の同意を得て、理事会及び評議員会に おいてそれぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2 以上の議決を得て、当該役員を解任することができ

- 第14条 会議は、理事会、評議員会および研究員会 とする。
- 2. 理事会は、通常理事会および臨時理事会とする。
- 3. 研究員会は、定例研究員会および臨時研究員会とする。

### (招集)

- 第15条 会議は、代表理事がこれを招集する。
- 2. 代表理事は、次条に規定する場合のほか、随時会議を招集することができる。
- 3. 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。
- 4. 評議員会の議長は、その都度評議員会でこれを定める。
- 5. 研究員会の議長は、その都度研究員会でこれを定める。

### (開催)

- 第16条 通常理事会は、事業年度終了前2月以内お よび事業年度終了後2月以内にそれぞれ1回これを 開催する。
- 2. 臨時理事会は、2名以上の理事により要求があったとき、これを開催する。
- 3. 評議員会は、毎年1回これを開催する。
- 4. 定例研究員会は、事業年度終了前2月以内および 事業年度終了後2月以内にそれぞれ1回これを開催 する。
- 5. 臨時研究員会は、理事会が必要と認めたとき、または過半数の研究員より要求があったとき、これを 開催する。

# (構成)

- 第17条 理事会は理事、評議員会は評議員、研究員会は研究員をもって構成する。
- 2. 理事および監事は研究員会に出席して意見を述べることができる。

# (定足数)

- 第18条 理事会は、全理事の出席により成立する。 2. 理事会の議事は、全理事の同意によって成立する。
- 3. 研究員会は、構成者の過半数の出席により成立する。研究員会の議事は、出席構成者の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4. 会議に欠席する理事または研究員は書面により 議事に関し意志表示をすることができるものとし、 この場合前各項の出席または賛否の数に含むもの とする。

#### (附議事項)

第19条 理事会に附議すべき事項は、つぎのとおり

る。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会並びに研究員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

## (退任)

第20条 辞任しようとする役員は、書面によりその旨を本財団に届け出なければならない。

#### (報酬)

第21条 役員は、無報酬とする。

### (評議員)

- 第22条 本財団に、評議員10人以上15人以内を置く。
- 2. 評議員は、研究員会の同意を得て、理事会の議決に基づき代表理事が委嘱する。
- 3. 第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、評議員 について準用する。この場合において、第 18 条中 「役員」とあるのは「評議員」と、第 19 条中「役員」と あるのは「評議員」と、「理事会及び評議員会」とあ るのは「理事会」と、「それぞれ理事及び評議員」 とあるのは「理事」と、第 20 条中「役員」とあるの は「評議員」と読み替えるものとする。

### (兼任の禁止)

第23条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

## 第5章 研究員、客員研究員及び顧問

#### (研究員及び客員研究員)

- 第24条 本財団に、研究員会で定める数の研究員及 び客員研究員を置く。
- 2. 研究員及び客員研究員は、理事会の同意を得て、 学識者の中からこれを委嘱する。
- 3. 研究員及び客員研究員は、理事会の定めるところにより、本財団の目的とする調査研究にあたる。
- 4. 研究員及び客員研究員の任期は、4年とする。

### (顧問)

- 第25条 本財団に、顧問2人以内を置くことができる。
- 2. 顧問は、本財団に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3. 顧問は、本財団の運営に関して代表理事の諮問に

### とする。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 寄附行為の変更および解散ならびに残余財産の 処分
- (4) その他寄附行為で定める事項
- (5) その他理事が必要と認める事項
- (6) 前項第1号より第3号までに掲げる事項については、研究員会の同意を得なければならない。
- (7) 寄附行為の変更は、主務官庁の認可を受けなければならない。

## (議事録)

第20条 会議の議事の経過の要領は、議事録に記載 し、議長のほか、少なくとも出席構成者1名が署名 または押印しなければならない。

## 第5章 資産および会計

### (構成)

- 第21条 本財団の資産は、つぎのものよりなる。
  - (1) 本財団設立の当初における資産
  - (2) 本財団の事業に伴う資産
  - (3) 本財団の資産より生ずる果実
  - (4) 寄附財産
  - (5) その他収入

#### (区分)

- 第22条 本財団の資産は、基本財産および通常財産とする。
  - (1) 基本財産は、つぎのとおりとする。
  - (2) 前条第1号に掲げる資産
  - (3) 基本財産として指定せられた寄附財産
  - (4) 理事会の決議を経て、基本財産に繰り入れられ た財産
  - (5) 基本財産は、理事会の同意を得た後、主務官庁 の承認を受けなければ処分することが出来ない。
  - (6) 通常財産は、基本財産以外の財産とし、これを 経費にあてるものとする。

### (事業年度)

第23条 本財団の事業年度は、毎年4月1日から翌 年3月31日までとする。

### 第6章 附則

### (細則)

第24条 この寄附行為に必要な細則は、理事会がこれを定める。

答え、又は代表理事に対して意見を述べる。

4. 第 18 条第 1 項 (任期) の規定は、顧問について 準用する。

## 第6章 理事会、研究員会及び評議員会

## (理事会の構成)

- 第26条 本財団に、理事会を置く。
- 2. 理事会は、理事をもって構成する。
- 3. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

# (理事会の権能)

第27条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもの のほか、本財団の運営に関する重要事項を議決す る。

## (理事会の開催及び召集)

- 第28条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2. 通常理事会は、事業年度終了前2月以内及び事業 年度終了後2月以内にそれぞれ1回これを開催す る。
- 3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的た る事項を示して請求があったとき。
  - (3) <u>監事の全員から会議の目的たる事項を示し</u> <u>て請求があったとき。</u>
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、代表理事が特に 必要があると認めたとき。
- 4. 理事会は、代表理事が招集する。
- 5. 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的 たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会 の日の7日前までに通知しなければならない。ただ し、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ 理事会において定めた方法により召集するときは、 この限りでない。
- 6. 第3項第2号又は第3号の規定により請求があったときは、代表理事は、速やかに理事会を招集しなければならない。

### (理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。 ただし、前条第3項第3号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出 席理事の互選により議長を定める。

## (理事会の定足数及び議決方法)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出

### (残余資産)

第25条 本財団が解散した場合の残余財産は、主務官庁の許可を受けてこれを処分する。

### 席をもって成立する。

- 2. 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合 を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。
- 3. 理事会は、第 28 条第 5 項の規定によりあらかじ め通知された事項についてのみ議決することがで きる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理 事の 3 分の 2 以上の議決があった場合は、この限り でない。
- 4. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する 理事は、当該事項について表決権を行使することが できない。

#### (理事会の書面表決等)

- 第31条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごと に議長に提出しなければならない。
- 3. 第1項の規定により表決権を行使する理事は、前 条第1項及び第2項の規定の適用については出席し たものとみなす。

## (理事会の議事録)

- 第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちから理 事会において選任された議事録署名人 2 人以上が 署名押印しなければならない。

## (研究員会の構成)

- 第33条 本財団に研究員会を置く。
- 2. 研究員会は研究員をもって構成する。
- 3. 理事及び監事は研究員会に出席して意見を述べることができる。

### (研究員会の権能)

第34条 研究員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、評議員会で審議される本財団の事業運営 に関する重要事項について、理事会の諮問に応じて 審議し、又は意見を具申する。

## (研究員会の開催及び召集等)

- 第35条 研究員会は、定例研究員会及び臨時研究員会とする。
- 2. 定例研究員会は、事業年度終了前2月以内及び事 業年度終了後2月以内にそれぞれ1回これを開催す る。
- 3. 臨時研究員会は、次の各号のいずれかに該当する 場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 研究員現在数の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - (3) <u>監事の全員から会議の目的たる事項を示して</u> 請求があったとき。
  - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、代表理事が特に必要があると認めたとき。
- 4. 研究員会は、代表理事が招集する。
- 5. 第28条第5項、第31条及び第32条の規定は、 研究員会について準用する。この場合において、これらの規定中の「理事会」とあるのは「研究員会」と、 「理事」とあるのは「研究員」と読み替えるものとする。
- 6. 第3項第2号又は第3号の規定により請求があったときは、代表理事は、速やかに研究員会を招集しなければならない。

# (研究員会の議長)

第36条 研究員会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、前条第3項第3号の規定により請求があった場合において、臨時研究員会を開催したときは、出席研究員の互選により議長を定める。

## (研究員会の定足数及び議決方法)

- 第37条 研究員会は、研究員現在数の過半数の出席をもって成立する。
- 2. 研究員会の議事は、出席研究員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによ る。
- 3. 研究員会は、第 28 条第 5 項の規定によりあらか じめ通知された事項についてのみ議決することが できる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席 研究員の 3 分の 2 以上の議決があった場合は、この 限りでない。

# (評議員会の構成)

- 第38条 本財団に、評議員会を置く。
- 2. 評議員会は、評議員をもって構成する。

## (評議員会の権能)

第39条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、研究員会の審議を経た本財団の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。

## (評議員会の招集等)

- 第40条 評議員会は、代表理事が招集する。
- 2. 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。
- 3. 第28条第5項、第30条第1項、第31条及び第 32条の規定は、評議員会について準用する。この 場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは 「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替 えるものとする。

### 第7章 寄附行為の変更、解散等

#### (寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為は、研究員会の同意を得た後、 評議員会の審議を経た上、理事会における全員の議 決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ 変更することができない。

#### (解散)

- 第42条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第 4号までの規定に基づき解散する。
- 2. 民法第 68 条第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、研究員会の同意を得た後、評議員会の審議を経た上、理事会における全員の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

第43条 本財団が解散の際に有する残余財産は、研究員会の同意を得た後、評議員会の審議を経た上、理事会における全員の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本財団と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

## 第8章 補則

#### (備付け書類及び帳簿)

- 第44条 本財団は、その主たる事務所に、民法第51 条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を 備えなければならない。
  - (1) 寄附行為
  - (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載し た書類
  - (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行 う場合は、その許可、認可等を受けているこ とを証する書類
  - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 資産及び負債の状況を示す書類
  - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

## (事務局)

第45条 本財団に、事務を処理するため、事務局を

### 置く。

- 2. 事務局には、事務局長を置く。
- 3. 事務局長は、理事会の同意を得て、代表理事が委嘱する。なお、事務局長を理事の中から委嘱することができる。

# (実施細則)

第 46 条 この寄附行為の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める。

附則(平成17年11月2日)

<u>この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日か</u> ら施行する。

# 2. TCER 研究会

2005 年度の TCER 研究会は慶應義塾大学にて行われました. 9-3 月のスケジュールを掲載します. 2006 年度は早稲田大学で開催される予定です。

日時: 2005年9月30日(金) 午後 4:30~6:00

報告者:古澤 泰治氏(一橋大学経済学部)

題名: "Policy Implementation under Endogenous Time Inconsistency"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年10月7日(金) 午後 4:30~6:00

報告者: Hyun-Hoon Lee 氏 (Kangwon National University)

題名:"The Gravity Equation in International Trade in Services"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年10月14日(金) 午後 4:30~6:00

報告者:木村 福成氏(慶應義塾大学経済学部)

題名:"Global Supply Chains in Machinery Trade and the Sophisticated Nature of

Production/Distribution Networks in East Asia"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時: 2005年10月21日(金) 午後4:30~6:00

報告者:櫻井 宏二郎氏(日本政策投資銀行)

題名: "防衛的技術進歩:グローバル経済下の内生的技術進歩"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年10月28日(金) 午後 4:30~6:00

報告者:竹田 憲史氏(日本銀行)

題名: "Experimental Analysis on the Role of the Large Speculator in Currency Crises"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年11月4日(金) 午後 4:30~6:00

報告者:藤木 裕氏(日本銀行)

題名:"Institutions of Foreign Exchange Settlement in a Two-Country Model"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年11月11日(金) 午後 4:30~6:00

報告者:若杉 隆平氏(慶應義塾大学経済学部)

題名:"How Enforcement of Intellectual Property Rights Affects the International Technology

Transfer: Evidence from Japanese MNCs"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年12月2日(金) 午後 4:30~6:00

報告者:桃田 朗氏(大阪府立大学経済学部)

題名: "Population-Macroeconomic Growth Model for Developing Countries: Towards the

Achievement of Development Goals"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年12月9日(金) 午後 4:30~6:00

報告者:グレーヴァ 香子氏(慶應義塾大学経済学部)

題名: "Firm Size-Wage Effect for Japanese Women"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年12月16日(金) 午後4:30~6:00

報告者:太田 勝憲氏(神戸大学経済学部)

題名: "The Value of Information in Multimarket Contact"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2005年12月19日(金) 午後4:30~6:00

報告者:Lee Branstetter氏(Columbia University)

題名: "Intellectual Property Rights, Imitation, and Foreign Direct Investment: Theory and

Evidence"

場所:慶應義塾大学東館 G-SEC

日時:2006年1月13日(金) 午後4:30~6:00

報告者: 高橋 孝明氏 (東京大学空間情報科学研究センター)

題名: "Economic Geography and Endogenous Determination of Transport Technology"

場所:慶應義塾大学第1校舎108番教室

日時:2006年3月29日(水) 午前 10:30~12:00

報告者:Bernard H Casey氏(Cass Business School, City University London)

題名: "The Employment of Older People: Can We Learn from Japan?"

場所:慶應義塾大学西校舎514番教室

# 3. コンファレンス報告

# (1)『アジアの通貨危機』

本年度の『アジアの通貨危機』は、2005 年 7 月 30 日—31 日に一橋大学で開催された第 1 回 APEA コンファレンスの特別セッションとして開催された。APEA コンファレンスの目的は、アジア太平洋諸国の研究者による貿易、国際金融、およびその関連分野の共同研究を発展させることである。これは、米国、日本、韓国、台湾、香港、中国においてこれまでで行ってきた一連のコンファレンスの成果を踏まえたものであり、アジア通貨危機後の東アジア地域における国際経済の制度設計という観点から、このコンファレンスを通じてその成果を集大成させることによって、より発展した研究成果および政策提言を行うことをめざしている。ソウル大からは学長の Un-Chan Chung 氏が参加するなど、世界各国から 100 名を超える経済学者が参加し、東アジア地域における貿易・国際金融制度設計という観点から活発な議論が行われた。

TCER セッションのプログラム

July 30, Saturday

Session C-1: Room 1

Asian Crisis I

Sponsored by Tokyo Center of Economic Research (TCER)

Chair: Yin-Wong Cheung (UC, Santa Cruz)

Paper 1: Michael Alexeev (Indiana University) "The Korean Financial Crisis and the Soft Budget Constraint"

Paper 2: Hung-Jen Wang (Academia Sinica) "Financial Crisis and the Effects on Bank Credits – Evidence from Taiwan"

Paper 3: Chander Kant (Seton Hall University) "East Asian Crisis and Capital Flight"

July 31, Sunday

Session E-1: Room 1

**Asian Crisis II** 

Sponsored by Tokyo Center of Economic Research (TCER)

Chair: Chang Jae Lee (Korea Institute for International Economic Policy)

- Paper 1: Etsuro Shioji (Yokohama National University) "Basket Pegs for East Asia? A New Open Macroeconomics Perspective"
- Paper 2: Byung-Joo Lee (University of Notre Dame) "Economic Fundamentals on the Exchange Rates under Different Exchange Rate Regimes: Recent Experiences from the Korean exchange Rate Regime Change"
- Paper 3: Eiji Ogawa (Hitotsubashi University) and Junko Shimizu (Hitotsubashi University) "A Deviation Measurement for Coordinated Exchange Rate Policies in East Asia"

## (2) TCER-CIRJE マクロコンファレンス

2005年11月26日(土)に、第7回 TCER-CIRJE マクロコンファレンスを、CIRJE (東京大学日本経済国際共同研究センター)と共催で、京都で開催した。発表される論文は公募により、有賀健(京都大学)、チャールス・ホリオカ(大阪大学)、林文夫(東京大学)が世話人となり、発表論文を選んだ。前年とは異なり、テーマは、マクロの実証分析一般とし、より細かいテーマは設けなかったが、やはり複数の論文が不良債権と銀行行動という、ここ数年の日本経済の最大の懸案を扱っていた。そのほかのトピックは、景気循環論、所得減少に直面した家計行動などだった。なお、このコンファレンスの詳細は、

http://www2.e.u-tokyo.ac.jp/~seido/conference/2005\_7thMacro/7thMacroInvite.pdf からダウンロードできる。

## (3) TRIO 2005 コンファレンス

本年度のTRIO(12月9日-10日、東京大学経済学研究科棟で開催、オーガナイザー: 伊藤隆敏、福田慎一、星岳雄、A. ローズ)は「国際金融」の諸問題を取り上げた。国際金融システムのアーキテクチャーは、日本、アジア、欧州、そして米国において中長期的に最も重要な経済問題の一つである。各地域の経済構造はさまざまな意味で異なっているが、従来の国際金融システムの大幅な変化が不可避であったという点では共通である。欧州では既に共通通貨としてのユーロが誕生した。しかしながら、アジア地域では、どのような国際金融システムの制度設計をすべきであるかについて経済学者の間でも大きな意見の差があり、いまだ意見の合意を見ていない。このような問題意識にたって国際金融の諸問題を総合的に分析することを目的に、米国、欧州及び日本から10本の研究論文が提出され、討議を行った。参加者は、R. エンゲル(2004年ノーベル経済学賞)、A. ドレーゼン、P. パセンティ、S. ウェイ、M. スピーゲル、R. ポルテスら、いずれもこの分野でのトップクラスの研究者であり、大変意義深い議論が展開された。

# プログラム

### December 9

[Session 1] 9:30-12:00, Chair, Takatoshi ITO

OGAWA, Eiji (Hitotsubashi University) and SHIMIZU, Junko (Hitotsubashi University)

"AMU Deviation Indicator for Coordinated Exchange Rate Policies in East Asia and its Relation with Effective Exchange Rates"

Discussants: Mark SPIEGEL, Taizo MOTONISHI

SHIOJI, Etsuro, (Yokohama National University)

"Basket Pegs for East Asia? A New Open Macroeconomics Perspective"

Discussants: Kentaro IWATSUBO

## LUNCH (12:00-13:30), Luncheon Speech, Robert Engel

[Session 2] 14:00 – 17:30, Chair, Andrew Rose

WEI, Shang-Jin (IMF and NBER)

"Currency Blocs and International Lending"

Discussants: Elias PAPAIOANNOU, Yuko HASHIMOTO

ITO, Takatoshi (University of Tokyo, TCER, and NBER) and HASHIMOTO, Yuko (Toyo University),

"Intra-day Seasonality in Activities of the Foreign Exchange Markets: Evidence from the Electronic Broking System"

Discussants: Robert ENGEL, Paolo PESENTI

FUKUDA, Shin-ichi (University of Tokyo) and ONO, Masanori

"On the Determinants of Export Prices: History vs. Expectations"

Discussants: Kiyotaka SATO, Andrew ROSE

## December 10

[Session 3] 9:00-12:30, Chair, Andrew Rose

PESENTI, Paolo (Federal Reserve Bank of New York, CEPR and NBER), Doug Laxton and Papa N'Diaye (International Monetary Fund)

"Structural reforms and monetary rules: a scenario analysis for Japan",

Discussants: Tsutomu WATANABE, Kazuo UEDA

PORTES, Richard, (London Business School, and CEPR)

"The dollar, the euro, and financial markets"

Discussants: Takatoshi ITO, Takeo HOSHI

DRAZEN, Alan (University of Maryland, Tel Aviv University and NBER)

"Mixed Signals in Interest Rate Intervention"

Discussants: Shigenori SHIRATSUKA, Shinichi FUKUDA

[Session 4] 13:30-15:30, Chair, Takeo HOSHI

SPIEGEL, Mark (Federal Reserve Bank of San Francisco), Takeshi Kobayashi and Nobuyoshi Yamori

""Quantitative easing at the zero bound: Evidence from Japanese bank equity values."

Discussants: Mitsuhiro FUKAO, Naohiko BABA

ROSE, Andrew (UC Berkeley, CEPR and NBER)

"Size Really Doesn't Matter"

Discussants: Etsuro SHIOJI, Allan DRAZEN

# (4) TCER プロジェクト (旧逗子コンファレンス)

「市場と法の経済分析」をテーマとして、矢野誠(慶應義塾大学)を中心に、3年度にまたがる2年間のプロジェクトを発足させた。このプロジェクトは、法と経済学の接点の形成を目指す経済学者

と法学者を結集して経済における法のあり方を探り、今後の日本経済のための指針を示そうとする ものである。

本プロジェクトでは、テーマごとに経済学の専門家と法学・実務などの専門家とでペアを作り、 それぞれのご専門の分野の視点から、現代のわが国における法制度の改革の方向性やその問題点な どを分析・検討している。

第一回本会議は、平成17年4月9日・10日、小田原にて開催された。なお、第2回本会議は、平成 18年4月8日9日に計画されている。

第一回本会議のプログラムの詳細は、以下のとおりである。

# 会議プログラム: 各章、報告:40分、討論:15分

4月9日(土)

# 第1セッション 座長 浅子和美

13:00-13:55 阿部泰隆、八田達夫「借地借家法」 討論者 山川隆一

13:55-14:50 木村福成、田村次郎「WTOと国際経済法」 討論者 村上政博

# 第2セッション 座長 若杉隆平

15:10-16:05 村上政博「日本の競争ルール」、矢野誠「市場競争と競争法」 計論者 川本明

16:05-17:00 浅子和美、川村正幸、林康史「日銀法と銀行の制度」

4月10日(日)

# 第3セッション 座長 八田達夫

9:30 - 10:25 若杉隆平 「科学技術の法と制度」

川本明 「日本の科学技術政策―現状と課題」

討論者 福井秀夫

10:25-11:20 福井秀夫「消費者本位の教育改革―教育バウチャーを中心として」 八代尚宏「教育改革の法と経済学~義務教育を中心に~」 討論者 木村福成

# 第4セッション 座長 八代尚宏

11:35-12:30 樋口美雄、山川隆一「雇用の法と経済」 討論者 阿部泰隆

## (5) TCER ミクロコンファレンス

今年度 TCER ミクロコンファレンスは第11回ディセントラライゼーション(DC)コンファレンスおよび京都大学21世紀 COE「先端経済分析のインターフェイス拠点の形成」プログラムと共同開催の形で9月16日法政大学市ヶ谷キャンパスにて行われた。

例年同様、コンファレンスは、招待講演と投稿論文から構成された。

投稿論文では、ミクロ経済学の理論的アプローチに関する論文を中心に応用分野の論文も集まり、午前 9 時 30 分から 11 時 30 分までと午後 1 時から 3 時まで、それぞれ 2 つの並行するセッションにて計 14 本の論文が報告された。

また、3 時 20 分から 4 時 20 分まで小西秀男教授 (Boston College)、4 時 30 分から 5 時 30 分まで梶井厚志教授 (京都大学経済研究所) に、それぞれ招待講演を行っていただいた。

総参加者数は約70名で、各セッションで活発な意見が出され、大変充実した有意義なコンファレンスとなった。

プログラム委員およびプログラムの詳細は以下の通りである。

# プログラム委員

中山幹夫(慶應義塾大学経済学部)、西村直子(信州大学経済学部)、グレーヴァ香子(慶應義塾大学経済学部)、原千秋(京都大学経済研究所)、関口格(京都大学経済研究所)、鈴木豊(法政大学経済学部)、廣川みどり(法政大学経済学部)

# プログラム

Session A: Welfare Economics 9:30 am - 11:30 am

チェア: 篠塚友一(筑波大学人文社会科学研究科)

· 篠塚 友一(筑波大学人文社会科学研究科)

On the Possibility of Continuous, Paretian and Egalitarian Evaluation of Infinite Utility Streams (joint with Chiaki Hara, Kotaro Suzumura, and Youngsheng Xu)

· 蓼沼 宏一(一橋大学経済学研究科)

Do Irrelevant Commodities Matter? (joint with Marc Fleurbaey)

· 吉原 直毅 (一橋大学経済研究所)

On Initial Conferment of Individual Rights (joint with Kotaro Suzumura)

· 坂井豊貴 (横浜市立大学経営科学系)

Fair Waste Pricing: An axiomatic Analysis to the NIMBY Problem

Session B: Bounded Rationality 9:30 am - 11:00 am

チェア: 石川竜一郎(筑波大学大学院システム情報工学研究科)

· 金子 守 (筑波大学社会工学科)

Inductive Game Theory: Transition from the Social Situation to Personal Views (joint with J. J. Kline)

・石川 竜一郎 (筑波大学大学院システム情報工学研究科)

Revision of Beliefs with Perceived Experiences in Info-memory Protocols

· 鈴木 信行 (静岡大学理学部数学教室)

Contentwise Complexity of Inferences in Epistemic Logics of Shallow Depths (joint with Mamoru Kaneko)

Session C: Equilibrium and Dynamics 1:00 pm - 3:00 pm

チェア: 関口格(京都大学経済研究所)

· 小松原崇史(慶応大学大学院)

Endogenous Price Leadership and Technological Differences (joint with Makoto Yano)

·清水崇(関西大学経済学部)

A Dynamic General Equilibrium Model with Centralized Auction Markets (joint with Kazuya Kamiya)

・井上正 (広島修道大学)

On the Global Dynamic Effects of Parameters

· Olivier Tercieux (CentER, Tilburg University)

Iterated Potential and Robustness of Equilibria (joint with Daisuke Oyama)

Session D: Allocation and Matching 1:00 pm - 3:00 pm

チェア: 西村直子(信州大学)

·工藤教孝(北海道大学大学院経済学研究科)

Two-Sided Search, Price Setting, and the Willingness to Trade

• Chih Chang (National Tsing Hua University)

Reduced Game and Converse Consistency (joint with Cheng-Cheng Hu)

・伊東多聞(筑波大学システム情報工学研究科)

Effects of Quality Changes in Rental Housing Markets

招待講演 I 3:20 pm - 4:20 pm

・小西秀男(Boston College)

Sequential Search by Consumers and Industrial Organization: Information

Intermediaries and Concentration of Retail Stores

招待講演 II 4:30 pm - 5:30 pm

· 梶井厚志 (京都大学経済研究所)

サンスポット均衡: 成果と課題

## (6) NERO 参加報告

2005年度は6月6日にパリで開催され、代表理事代理が参加した。フェルドスタイン (Harvard Univ., NBER) とDonald Johnston (Secretary General, OECD)の司会の下、世界の19の研究機関の代表、15名のOECDスタッフが出席した。次の4つの分野について各研究機関における研究成果・研究関心が発表され、今後の研究協力について議論がなされた。4つの分野とは次の通りである。(1)生産性・イノヴェーション・経済成長、(2)労働市場・人的資本・教育訓練・移民、(3)公的部門の問題(高齢化、年金、健康保険、退職、課税)、(4)その他。また、席上OECD側より、OECDが発行しているOECD Economic PapersをNEROベースの編集委員会の下に置いて外部からの投稿に対応する形に改変するとのアイデアが提示されたので、TCERとして協力の用意があると表明した。

# 編集後記

2005 年度 2 号目のニュースレターをお送りいたします. 2005 年度もほぼ終わり、ほっと一息の時期かと思います。セミナー、コンファレンスの報告をご覧になって、来年度のご参考になれば幸いです。

Newsletter に関するご意見やご感想は、代表理事 樋口 美雄 <u>higuchi@fbc.keio.ac.jp</u> または総務理事 グレーヴァ香子 <u>takakofg@econ.keio.ac.jp</u> までご連絡下さい.